

盛岡保健所長告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年8月25日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0360100010	たぐち訪問看護ステーション	盛岡市本町通一丁目3番6号	株式会社 たぐちメディカル	平成18年5月1日
0362100026	訪問看護ステーションゆとりが丘	岩手郡滝沢村大釜字上竹鼻123番地4	医療法人ゆとりが丘クリニック	〃
0360190144	株式会社コムスン 訪問看護ステーション盛岡南	盛岡市南仙北一丁目18番6号	株式会社コムスン	平成18年8月1日
0360190110	内丸病院訪問看護ステーション	盛岡市本町通一丁目12番7号	社団医療法人久仁会	〃